

結核研究所実験動物管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、結核研究所動物実験実施規程第12条に基づき、実験動物及び動物実験施設を適切に管理運営することを目的とする。

(職員等の責務)

第2条 動物実験施設を利用する職員等は、法、飼養保管基準、基本指針、処分指針、規程等及び各別に定める手順書を遵守するとともに、所長又は動物実験倫理審査委員会委員長(以下「委員長」という。)から動物実験及び動物実験施設の管理運営に関して指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

第2章 管理体制

(動物実験倫理審査委員会の業務)

第3条 動物実験倫理審査委員会(以下「委員会」)は、実験動物及び動物実験施設を適正に管理運営するために、次の各号に掲げる事項について調査審議し、研究所所長に対して意見を述べることができる。

- (1) 動物実験施設の安全管理に関すること
- (2) 利用者登録及び使用承認の審査に関すること
- (3) 動物実験の安全管理に関すること
- (4) 教育訓練に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、動物実験の環境安全及び適正管理に関すること

(委員会の業務)

第4条 委員会は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本規程等の遵守状況について必要に応じて確認すること。
- (2) 実験動物及び動物実験施設の管理運営に関する教育訓練及び指導に関すること。
- (3) その他実験動物及び動物実験施設の管理運営に関すること。

第3章 動物実験施設の管理運営

(実験動物の管理)

第5条 研究所において使用される実験動物等は、動物実験施設において飼育管理されなければならない。

(立ち入りの制限)

第6条 次に掲げる者以外は、動物実験施設に立ち入ることができない。

- (1) 第7条により登録した者
- (2) 動物実験施設の維持管理に常時携わる者
- (3) 所長が特に認めた者

(動物実験施設の利用手続き)

第7条 動物実験施設を利用しようとする者は、所内、所外利用者に関わらず、委員会に利用者登録を申請し、利用しようとする動物実験施設の管理者等が行う動物実験利用者講習を受講し、動物実験施設利用登録者とならなければならない。

(教育訓練)

第8条 所長は利用者に対し、動物実験による環境汚染等を未然に防止するため、実験動物及び動物実験施設の安全管理に関する教育訓練を行う。

- 2 管理者は動物実験施設の利用に関する講習を行う。
- 3 所長は、事故時の処置及び対応等が適切に行われるよう定期的に訓練を行う。
- 4 委員会は動物実験講習会の実施日、受講者名の記録を保存する。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第9条 職員等は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努める。

(実験動物等の導入、搬出)

第10条 職員らは、手順書に従って、実験動物の導入、搬出を行う。

- 2 職員等は、実験動物等の導入にあたり、輸送による影響がないか、搬入動物が発注条件のとおりであるか、異常動物がないかを確認する。
- 3 職員等は、導入された実験動物等を一定の検疫期間観察し、実験動物の飼育環境への順化・順応を図り、健康状態の良好な動物を実験に用いる。

(実験動物の管理)

第11条 管理者は、実験成績の精度を考慮し、できるだけ一定かつ良好な状態となるようにその飼育環境を維持する。管理者らは、微生物汚染、臭気の発生等のないよう常に飼育環境を清潔に保つとともに、騒音など動物にとって好ましくない環境の防止に努める。

- 2 実験動物管理者は、動物の生理、生殖、習性等を理解したうえで、結核研究所結核研究所実験動物飼育標準手順書に従い、管理に当たる。
- 3 職員らは結核研究所実験動物飼育標準手順書に従い、実験動物の給餌、給水の管理、飼育環境の維持を行う。

(防疫保安措置)

第12条 管理者らは、動物による人への危害を防止するよう努めなければならない。

- 2 職員等は、実験に不適とされた動物について、委員会と協議し、実験中であるか否かに

かかわらず、安楽死処分、滅菌、消毒等の各必要な防疫保安措置をとり、委員会に報告する。

(脱出・逃亡の防止)

第 13条 職員等は、実験動物の脱出・逃亡事故および不慮の事故が発生しないよう防止策を講じなければならない。

(人及び環境への危害発生防止)

第 14条 職員等は、実験動物による危害発生を起こさないように対策を講じ、人の健康及び生活環境を損うことのないように努める。

(環境汚染の防止)

第 15条 委員会は、実験動物及び動物実験施設の管理等の不行き届きにより環境が汚染されないように施設設備及びその保守管理等について十分配慮しなければならない。職員等は、動物実験により環境が汚染されないように十分配慮しなければならない。

(実験動物数の把握)

第 16条 職員等は、自己の管理する実験動物数を常に把握し、記録しなければならない。また、必要に応じて管理者、委員会に報告しなければならない。

2 管理者は施設内における実験動物の飼育履歴記録を保存しなければならない。

(実験終了等の措置)

第 17条 職員等は、人道的エンドポイントに達し、又は実験を終了した動物については、飼養保管基準及び処分指針に従い、麻酔などの方法で速やかに安楽死させる。

(動物死体の適切な廃棄)

第 18条 職員等は、人道的エンドポイントに達し、又は実験を終了した動物の死体については、適切な処理を行った後に、資格を有する廃棄物収集・処理業者に依頼して廃棄する。

(記録の保存及び報告)

第 19条 管理者は、実験動物の飼育、動物実験施設の環境管理に関する記録を整備、保存し、必要に応じて所長に報告する。

2 委員会は、利用者登録及び使用承認の審査、教育訓練、実験動物の病歴等に関する記録を整備、保存し、必要に応じて所長に報告する。

3 管理者、委員会は上記の記録を3年間は保存する。

(自己管理動物以外の取扱の禁止)

第 20条 職員等は、緊急を要する場合を除き、自己の管理する実験動物以外の実験動

物に接触してはならない。

(事故等発生時の処置)

第 21条 職員等は、実験動物による咬傷等が発生した場合、実験動物に由来する疾病が疑われる場合、実験動物及び施設設備に異常が疑われる事態を発見した場合は、直ちに管理者等に報告しなければならない。

2 火災若しくは地震等の災害が発生した場合は、手順書に従って必要な処置を講じなければならない。

3 その他、事故などが生じた場合は手順書に従って必要な処置を講じなければならない。

第4章 雑則

(違反行為に対する措置)

第 22条 所長は、職員等が本規程等の遵守義務を怠り動物実験施設の管理運営に著しく支障を生ぜしめた場合は、利用資格を取り消し、又は動物実験施設の利用停止、講習会の再受講等を命ずることができる。

(本規程の運用)

第 23条 本規程の運用は、本規程に定めるもののほか、結核研究所動物実験実施規程、結核研究所動物実験倫理審査委員会規程等によるものとする。

(本規程の改廃)

第 24条 この規程の改廃は結核研究所動物実験倫理審査委員会において審議し、部長会の議を得て所長が決定する。

附則

本規程は令和2年8月1日から施行する。